介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

1 事業者

法人の名称	社会福祉法人下総会
所在地	千葉県成田市名木 192 番地
代表者氏名	理事長 富澤 誠
電話番号	0476-96-4165

2 事業の目的及び運営

①事業の目的

等事業所は在宅福祉の担い手として、要支援状態又は事業対象者である利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、「在宅生活の安定と生活の援助」を目的とします。

②運営の方針

事業者は利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と密接な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

2 施設概要

事業所名	老人デイサービス事業名木の里
所在地	千葉県成田市名木 192 番地
管理者名	鈴木 宗次
サービス提供責任者名	白石 喜美
生活相談員	久蔵 昇
電話番号	0476-96-4165
FAX番号	0476-96-4166
介護保険指定番号	介護予防・日常生活支援総合事業(12A1600117 号)

②サービス概要

定員	総合事業(通所介護含む) 17 名/1 日
送迎対象地域	成田市
営業日	月~土曜日
営業時間	8:30~17:30
サービス提供時間	9:30~16:00

③設備概要

食堂兼機能訓練室	162.85 m ²
静養室	21.70 m²
相談室	9.6 m ²

脱衣室	33.94 m ²
事務コーナー	12.17 m ²
浴室	38.44 m²
	個別浴槽 1か所 一般浴槽 1か所
	特殊浴槽 1か所
送迎車両	6 台

3 職員体制

職種	常勤	非常勤	合 計
管 理 者	1名		常勤 1名
生活相談員	1名		常勤 1名
機能訓練指導員	1名	2名	常勤 1名
理学・作業療法士	1 石	2 石	非常勤 2名
管理栄養士	1名		常勤兼務 1名
歯科衛生士	1名		常勤兼務 1名
看護職員	1名		常勤兼務 1名
介護職員	3名	1名	合計 4名
	9 石	1 石	(内3名介護福祉士)
労務職		3名	非常勤 3名
虐待防止担当者	担当者 サービス提供責任者 白石 喜美		

4 施設サービスの概要

介護予防通所介護計画書に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、その他必要な介護等 を行います。

種類	内容
送迎	リフト車両の用意もございます。
	身体状況に合った車輌に配慮し、送迎を行います。
入浴	普通浴と一部介助を要する方用の介助浴があります。
	寝たきり等で座位のとれない方は特殊浴槽を用いての入浴も可能です。
機能訓練	機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体残存機
	能の低下防止に努めます。
健康管理	看護職等による体温・血圧・脈等の健康チェックを行います。
	必要に応じ、かかりつけ医師の指示による処置も行います。
食事	普通食・粥食・刻み食等体調に合わせた食事を提供します。
	経管栄養の方は栄養剤と医療材料は利用毎に持参していただきます。
生活相談	介護保険や福祉行政手続き、その他何でも相談を受け賜ります。

5 当施設が提供するサービスと利用料金

※地域区分4級地のため、1単位が10.54円になります。

※1月あたりの自己負担額はあくまで目安の金額になりますのでご了承ください。

(1) 基本料金

		ご利用者様負担額	ご利用者様負担額	ご利用者様負担額
	1月の介護報酬額	(1月/円)	(1 月/円)	(1月/円)
	(円)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	18,951	1,895	3,790	5,685
要支援 2	38,165	3,817	7,633	11,450

(2

)施

設の体制によって加算される料金

①サービス提供体制強化加算(I)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合に加算されます。

サービス提供体	単位数	ご利用者様負担分	ご利用者様負担分	ご利用者様負担分
制強化加算(1)イ	(1月)	(1割)	(2割)	3 割
要支援 1	88 単位	93 円	186 円	279 円
要支援 2	176 単位	186 円	372 円	558 円

②介護職員処遇改善加算 I

介護職員の処遇全般を改善している事業者へ加算されます。

所定単位数に5.9%を乗じた単位数を加算します。

(所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支 給限度額の算定対象から除外されます。)

③介護職員等特定処遇改善加算 I

介護職員等のさらなる処遇改善を目指して事業者へ加算されます。

所定単位数に 1.2%を乗じた単位数を加算します。

(所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支 給限度額の算定対象から除外されます。)

④介護職員等ベースアップ支援加算

介護職員等のさらなる処遇改善を目指して事業者へ加算されます。

所定単位数に 1.1%を乗じた単位数を加算します。

(所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支 給限度額の算定対象から除外されます。)

(3) 個別に加算される料金

①運動機器機能向上加算

運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行った場合に算定されます。

運動機器機	単位数	ご利用者様負担分	ご利用者様負担分	ご利用者様負担分
能向上加算	(1月)	(1割)	(2割)	(3割)
	225 単位	238 円	476 円	714 円

②口腔機能向上加算 I

口腔機能が低下している又はその恐れのある利用者に対し、サービス担当者が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に基づく適切な口腔機能向上サービスの提供、定期的な評価、計画の見直し等の一連のプロセスを行うこと。(月1回まで)

口腔機能	単位数	ご利用者様負担分	ご利用者様負担分	ご利用者様負担分
向上加算 I	(1月)	(1割)	(2割)	(3割)
	150 単位	158 円	316 円	474 円

③送迎減算

送迎を実施しなかった場合片道につき 47 単位を減算する。

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	単位数	ご利用者様負担分	ご利用者様負担分	ご利用者様負担分
送迎減算	(1日)	(1割)	(2 割)	(3割)
	47 単位	-49 円	-98 円	-147 円

※通常のご請求金額は【介護報酬の月額=全単位数の合計×地域加算】で算出しますが、当該料金表においては、便宜上「日額」を表記しているために【介護サービス費・加算の日額=1日の単位数×地域加算】としています。その為、最終的にご請求する合計金額(月額)に多少の差異が生じる場合がございますことをご了承ください。

(4) その他自己負担となるもの

日本書の七二	750 円/日			
昼食費の内訳	外出行事時、昼食を施設外で食したときは、利用者各自も			
昼食代 630 円	実費負担となりますが、外出後施設に戻りおやつのみ食し			
おやつ代 120 円	たときは、おやつ代として 120 円を徴収します。			
古沙工业小	162 円/月			
事務手数料	利用料金の自動引き落としに伴う手数料を請求させてい			
	ただきます。			
レクリエーション費	100 円/月			
レクリエーション員	レクリエーションにかかる費用として毎月請求させてい			
	ただきます。			
バスタオル使用料金	35 円/枚			
アススタル区川州北	入浴後、施設のバスタオルの利用を希望される場合は請求			
	させていただきます。			
記録物複写費用	A 4・1 枚につき 10 円			
通常の実施地域を超えた場	通常事業の実施対象地域 介護報酬に含む			
合の交通費	通常事業の実施外対象地域 50円/km			
キャンセル料金	利用日前々日のご連絡キャンセル料は不要です。			
(食費に該当する金額)	ご利用日前日のご連絡 375円(食材料費の一部)			

ご利用日当日のご連絡	750円(食費分)

施設の紙オムツを使用した時は別紙のとおりの請求となりますのでご理解下さい。

別紙・施設の紙オムツを利用した場合の実費料金

商品名	1 枚当たりの金額	備考
いちばん幅広簡単テープ タイプ ライト M 24 枚	60円	デイサービスの物を使用 時に請求致します。
いちばん幅広簡単テープ タイプ サイズ L 24 枚	7 0 円	デイサービスの物を使用 時に請求致します。
いちばん パンツライト サイズ M~L 20 枚 シルバートップ	5 0 円	デイサービスの物を使用 時に請求致します。
いちばん パンツライト サイズ L-LL シルバートップ	6 0 円	デイサービスの物を使用 時に請求致します。
ウルトラロングお肌 安心パット 30 枚 大判おまかせ 1200 小判パット 30 枚	20円	デイサービスの物を使用 時に請求致します。

[※] あらかじめ、ご利用時にいくつかパット類・オムツ類を3枚くらいは

持参下さい。毎月の月末締めでまとめて請求させていただきます。

(5) お支払い方法

ご利用当月の末締めで、当月ご利用料金の請求書を翌月10日頃までに発行します。

翌月27日(27日が銀行休業日の場合は翌営業日)に利用者が指定した口座より自動引き落としを行います。又、自動引き落としの申込が完了する以前に発生した利用料金については下記口座まで銀行振込にてお支払いください。

当施設の銀行口座

金融機関	千葉興業銀行
支 店	佐原支店
口座	普通
番号	1018945
名 前	社会福祉法人下総会特別養護老人ホーム名木の里施設長鈴木宗次
金融機関	佐原信用金庫
支 店	下総支店
口 座	普通
番号	0131962
名 前	特別養護老人ホーム名木の里施設長鈴木宗次

6 サービスの利用方法

①サービスのご利用方法

- (1) 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。
- (2) ご自身で、もしくはご家族様の方が居宅サービス計画を作成している場合は、お電話等で申し込みください。

②サービスのご利用開始

当事業所の職員がご自宅に訪問します。介護予防通所介護計画作成と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。初回の利用時には施設の所定の健康診断書をかかりつけ医院で診察を受け、ご提出ください。又、後期高齢者医療保険者証を初回利用時にご提出をお願いします。現在、内服されている服薬説明書もご持参下さい。サービス利用開始後、心身状態に変化が生じた場合は、必要に応じて、健康診断書の再提出を求める場合があります。

(入院や主治医・病院等が変更となった場合や新たに疾患など体調に変化が生じた場合)

③サービスの終了

- (1)お客さまのご都合でサービスを終了する場合には、サービスの終了する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- (2)人員不足等でやむを得ず、当施設の都合でサービスを終了させていただく場合がございます。その場合には、終了1ヶ月前までに文書でご通知いたします。

(3)自動終了

下記の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客さまが介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客さまの要支援認定区分が、非該当(自立)と認 定された場合
- ・お客さまがお亡くなりになった場合、若しくは、被保険者資格を喪失したとき

(4)その他

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客さまに 対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当施設が倒産又は事業を休止した場合 にサービスを終了いたします。
- ・お客さまやご家族などが当施設のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背 信行為を行った場合は、文書でご通知後、サービスを終了させていただきます。
- ・お客さまが、サービス利用料金の支払を1ケ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したに もかかわらず、30日以内に支払われない場合にはサービスを終了いたします。

7 サービスの利用に当たっての留意事項

- ①お客さまが体調不良の場合(不機嫌な状態等も)係りにお申し出ください。
- ②食事は、普通食、粥食、刻み食の対応をいたしますので、お申し出ください。
- ③レクリエーション等の予定表をお配りしますので、参加をお申し出ください。
- ④ご利用された日のお受けになったサービス内容をご報告いたします。
- ⑤金銭及び貴重品の管理は、自己責任でお願いします。多額の現金の持ち込みは禁止です。
- ⑥自宅からの食べ物の持込はノロウイルス対策の一環として禁じております。
- ⑦デイサービス中の利用者様同士の金品、食品などの授受はご遠慮ください。又、職員に対す

8 健康上の理由による中止

次の事由に該当する場合、利用中でもサービスを中止し、退所して頂く場合があります。

- ①風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。この場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応致します。
- ③利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。この場合、ご家族に連絡のうえ、適切な対応を致します。必要に応じて、速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。
 - (注) サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替える事ができます。た だし定員分の予約が入っている日は振り替えできませんのでご了承ください。

9 非常防災対策

災害時は当施設の災害対策規定に基づいた対応をします。

防災設備	スプリンクラー設備		
	非常通報設備(消防署直通)		
防災訓練	避難訓練をはじめ、年2回以上実施します。		
防火管理者	鈴木 宗次		

10 業務継続計画の策定

- ① 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ② 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- ③ 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

11 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、 研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を行うこととします。

12 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

当事業所は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくために、介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者についても認知症介護に係る基礎的な研修を 受講させるために必要な措置を講じるものとします。

13 サービス内容に関する相談・苦情窓口

① 当施設における苦情の受付

苦情受付担当者・・・・・相談員 久蔵 昇

苦情解決責任者・・・・・管理者 鈴木 宗次

電話 0476-96-4165 FAX 0476-96-4166

(2) 行政機関その他苦情受付機関

	〒286-8585
成田市役所福祉部介護保険課	千葉県成田市花崎町 760 番地
	電話 0476-20-1545 (代表)
	〒286-8585
千葉県国民健康保険連合会介護保険課	

	千葉県千葉市稲毛区天台 6 丁目 4-3		
	電話 043-254-7426(代表)		
	〒 260-0026		
千葉県社会福祉協議会運営適正化委員会 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	電話 043-246-0294(代表)		

14 高齢者虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について 従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを 市町村に通報するものとします。

15 身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、 緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分 な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊 急やむをえない理由について記録します。

16 事故発生時の対応

① 利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、 利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を 講じ事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

② 利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、必要に応じて損害賠償を行います。

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

年 月 日

利	住所	〒	
用	氏 名		
者		印	
代	住所	〒	
理	氏 名	印	
人			

介護予防通所介護相当サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要な事項を説明 しました。

	当事業者は、指定介護予防・日常生活支援総合事業所として利用者の申込を受諾し、				
事	この重要事項説明書に定める各種サービスについて誠実に責任を持って行います。				
業	所 在 地	₹289-0111			
未		千葉県成田市名木 192 番地			

者	名称	社会福祉法人下総会			
	代表者名	理事長 富澤 誠			◍
	電話	0476-96-4165	FAX	04	76-96-4166